

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、その翌日)

## 目 次

◇規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

◇告 示 町及び字の区域を新たに画し、及び変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出

国民健康保険法第三十七条第一項に規定する療養取扱機関としての申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法第三十九条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの

結核予防法による医療機関の指定

結核予防法による指定医療機関の辞退

計量法による計量器定期検査の実施

鳥取県東部野菜指定産地に係る生産出荷近代化計画の概要

昭和四十七年度定期種畜検査を実施する旨の通知

土地改良区の役員住所変更

土地改良区の役員の就退任

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

◇選管告示 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可  
政党、協会その他の団体及びその支部の収支に関する報告書の受理  
◇公 告 昭和四十七年度電気工事士試験の実施

## 規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年四月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第三十九号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を

次のように改正する。

#### 第六条第二項の表中

耕地課	農地開発室・管理係・指導係・換地係・調査係・土地改良係・ほ場整備係・事業係
-----	---------------------------------------

を

耕地課	企画調査室・管理係・指導係・換地係・土地改良係・ほ場整備係・農道係
-----	-----------------------------------

に改める。

第六条第三項中「建設係を」の下に「農林部耕地課企画調査室に企画係及び調査係を」を加える。

附則

この規則は、昭和四十七年五月一日から施行する。

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年四月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表一第三百三十五号中「五百円」を「千円」に、「千円」を「二千円」に改め、同表第三百三十六号中「二百五十円」を「五百円」に、「五百円」を「千円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第三百二十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町及び字の区域を新たに画し、及び変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があったので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年四月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 上井、新田及び海田地内

新たに画する町及び字の名称

同上の区域（昭和四十七年二月十日現在の地番による。）

天神町字切口

上井字切口六〇一の一、六〇一の三から六〇一の六まで、六〇二の四から六〇二の七まで、六〇三の二、六〇三の四から六〇三の九まで、六〇四の四、六〇四の五及びこれらと一体をなす固有地

天神町

字外下河原

上井字外下河原五六九の一、五六九の四から五六九の六まで、五七〇の一、五七〇の二、五七〇の三から五七〇の八まで、五七二の一から五七二の四まで、五七三の一から五七三の九まで、五七四の一、五七四の三から五七四の七まで、五七五の一、五七五の三から五七五の六まで、五七六の一、五七六の三から五七六の九まで、五八〇の二、五八〇の四、五九八の一、五九八の三、五九八の四、五九九の一、五九九の三から五九九の六まで、六〇〇の一、六〇〇の四、六〇〇の六及びこれらと一体をなす固有地

00432

<p>天神町 字モゲ川下ノ段</p>	<p>新田字モゲ川下ノ段六八九の一、六八九の二、六九〇の三、六九〇の四、六九〇の八、六九〇の九、六九九、七〇〇の一から七〇〇の二六まで、七〇四の二、七〇七の二、七〇八の二、七二〇の一、七二〇の三、七二一の二、七二五の一、七二五の三、七二七の一、七三二の二、七三二の三、七三二の七、七三二の九、七三二の一〇、七三七の一、七三七の八、七六三の二、七六三の三、七八四の一、七八六の二、七八九の一、七九五の一、七九七の二、八〇二の二、八〇三の五及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>天神町 字前河原</p>	<p>新田字前河原六五五の二、六五五の五、六五五の七、六五六の三、六五六の五、六五八の一、六五九、六六〇の一、六六一の一、六六一の二、六六一の四から六六一の一二まで及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>天神町 字樋口尻</p>	<p>新田字樋口尻五〇九の二、五一三の三、五一四の二四及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>天神町 字上河原</p>	<p>海田字上河原二三三の一、二三三の二、二三三の五から二三三の一一まで、二三四の一、二三四の二、二三五の一、二三五の二、二三五の一〇、二三六の一から二三六の三まで及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>天神町 字沖河原</p>	<p>海田字沖河原の全域</p>
<p>天神町 字モゲ川</p>	<p>新田字モゲ川の全域</p>

<p>河北町 字モゲ川下ノ段</p>	<p>新田字モゲ川下ノ段八〇三の二、八〇三の四、八〇三の六、八一の一、八一四の一、八一四の三、八一四の四、八二〇の二、八二一の二、八二七の一、八二七の三、八二九の一、八二九の四及び八二九の五</p>
<p>河北町 字前河原</p>	<p>新田字前河原のうち六三四の二、六三五の二、六三六の三、六三八の二、六四二の二、六四三、六四四の一、六四四の二、六四五、六四六の一から六四六の三まで、六四七の四、六四七の五、六五五の二、六五五の五、六五五の七、六五六の三、六五六の五、六五八の一、六五九、六六〇の一、六六一の一、六六一の二、六六一の四から六六一の一二まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>河北町 字樋口尻</p>	<p>新田字樋口尻のうち五〇九の二、五一三の三、五一四の二四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>河北町 字下前河原</p>	<p>新田字下前河原六三〇の一、六三一の一及び六三二の一</p>
<p>河北町 字川尻</p>	<p>新田字川尻五九〇の一から五九〇の四まで、五九一から五九三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>河北町 字中通り</p>	<p>新田字中通り五三〇の一、五三〇の二、五三一の一から五三一の三まで、五三一の五、五三二の四、五三九の一、五四〇の二、五四一、五四二の一、五四二の二、五四三、五四四の一、五四四の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>新田字善太夫田</p>	<p>五四五の一、五四五の二、五四六の一、五</p>

河北町 字善太夫田	四六の二、五四七の二から五四七の六まで、五五〇、五五一の二から五五二の九まで、五五二の二から五五二の三まで、五五三の二から五五三の八まで、五五四、五五五の四、五五六の四、五五六の八、五五七の二、五五七の八から五五七の二二まで、五五八の二及びこれらと一体をなす国有地
海田西町 字下荇子田	新田字下荇子田四七四、四七五の二、四七七から四七九まで、四八〇の二から四八〇の三まで、四八一、四八二、四八四、四八四の二、四八五及びこれらと一体をなす国有地
海田西町 字上河原	海田字上河原二二四、二二五の二、二二五の二、二二六、二二六の二、二二八の二、二二八の六、二二八の二〇、二二八の二六及びこれらと一体をなす国有地の一部
海田西町 字大所	海田字大所一三二の二から一三二の三まで、一三二の二一、一三二の二九、一三二の二二、一三二の二三、一三二の二七、一三二の二八、一三二の三〇、一三二の三一、一三二の三九、一三三の二、一三四の二、一三五の二、一五二の一、一五二の四、一五二の六、一五二の一六、一五二の一七、一五四の内一、一五四の二、一五四の三、一五五の二、一五六の二から一五六の三まで及びこれらと一体をなす国有地
海田西町 字柳原	海田字柳原一五七、一五七の二、一五八、一五八の二から一五八の五まで、一五九、一六〇、一六一の二から一六一の九まで、一六二の二、一六二の四、一六二の七、一六三

海田西町 字唐樋	の一、一六四の二、一六四の四、一六四の二六、一六四の二九、一六五の五、一七一の二及びこれらと一体をなす国有地
海田西町 字上荇子田 海田西町 字芝場	新田字上荇子田の全域 海田字芝場の全域
海田南町 字上河原	海田字上河原のうち二二四、二二五の二、二二五の二、二二六、二二六の二、二二八の二、二二八の六、二二八の二〇、二二八の二六、二二三三の二、二二三三の五から二二三三の一一まで、二三四の二、二三四の二、二三五の二、二三五の二、二三五の二〇、二三六の二から二三六の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
福庭 字下荇子田	新田字下荇子田のうち四七四、四七五の二、四七七から四七九まで、四八〇の二から四八〇の三まで、四八一、四八二、四八四、四八四の二、四八五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
区域を変更する町及び字の名称	同上の区域（昭和四十七年二月十日現在の地番による。） 上井字外下河原のうち五六九の二、五六九の四から五六九の六まで、五七〇の二、五七〇の二、五七二の二、五七二の二

<p>上井 字外下河原</p>	<p>上井字切口</p>	<p>新田 字モゲ川下ノ段</p>
<p>三から五七二の一の八まで、五七二の一から五七二の四まで、五七三の一から五七三の九まで、五七四の一、五七四の三から五七四の七まで、五七五の一、五七五の三から五七五の六まで、五七六の一、五七六の三から五七六の九まで、五八〇の二、五八〇の四、五九八の一、五九八の三、五九八の四、五九九の一、五九九の三から五九九の六まで、六〇〇の一、六〇〇の四、六〇〇の六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>上井字切口のうち六〇一の一、六〇一の三から六〇一の六まで、六〇二の四から六〇二の七まで、六〇三の二、六〇三の四から六〇三の九まで、六〇四の四、六〇四の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>新田字モゲ川下ノ段のうち六八九の一、六八九の二、六九〇の三、六九〇の四、六九〇の八、六九〇の九、六九九、七〇〇の一から七〇〇の二六まで、七〇四の二、七〇七の二、七〇八の二、七一〇の一、七一〇の三、七一三の一、七一五の一、七一五の三、七二七の一、七三二の二、七三二の三、七三二の七、七三二の九、七三二の一〇、七三七の一、七三七の八、七六三の二、七六三の三、七八四の一、七八六の二、七八九の一、七九五の一、七九七の二、八〇二の二、八〇三の二、八〇三の四から八〇三の六まで、八一四の一、八一四の三、八一四の四、八二〇の二、八二一の二、八二七の一、八二七の三、八二九の一、八二九の四、八二九の五及びこれらと一体をなす国有地以外</p>
<p>新田 字下前河原</p>	<p>新田字川尻</p>	<p>新田 字中通り</p>
<p>外の区域 新田字下前河原のうち六三〇の一、六三一の一及び六三二の一以外の区域</p>	<p>新田字川尻のうち五九〇の一から五九〇の四まで、五九一から五九三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>新田字中通りのうち五三〇の一、五三〇の二、五三一の一から五三一の三まで、五三一の五、五三二の四、五三九の一、五四〇の二、五四一、五四二の一、五四二の二、五四三、五四四の一、五四四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>新田 字善大夫田</p>	<p>新田 字前河原</p>	<p>新田字善大夫田のうち五四五の一、五四五の二、五四六の一、五四六の二、五四七の一から五四七の六まで、五五〇、五五一の一から五五一の九まで、五五二の一から五五二の一三まで、五五三の一から五五三の八まで、五五四、五五五の四、五五六の四、五五六の八、五五七の一、五五七の八から五五七の一二まで、五五八の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>新田字前河原六三四の二、六三五の二、六三六の三、六三八の二、六四二の二、六四三、六四四の一、六四四の二、六四五、六四六の一から六四六の三まで、六四七の四、六四七の五及びこれらと一体をなす国有地</p>		

<p>新たに画する町及び字の名称 西福守町 字宮地</p>	<p>同上の区域（昭和四十七年二月一日現在の地番による。） 福守町字宮地の全域</p>	<p>二 福守地内</p>	<p>廃止する字の名称</p>	<p>海田字沖河原、海田字上河原、海田字芝場、新田字モゲ川、新田字樋口尻、新田字唐樋、新田字上荏子田及び新田字下荏子田</p>	<p>海田字柳原</p>	<p>海田字柳原のうち一五七、一五七の一、一五八、一五八の一から一五八の五まで、一五九、一六〇、一六一の一から一六一の九まで、一六二の一、一六二の四、一六二の七、一六三の一、一六四の一、一六四の四、一六四の一六、一六四の一九、一六五の五、一七一の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>海田字大所</p>	<p>海田字大所のうち一三二の一から一三二の三まで、一三二の一、一三二の一九、一三二の二一、一三二の二三、一三二の二七、一三二の二八、一三二の三〇、一三二の三二、一三二の三九、一三三の二、一三四の二、一三五の二、一五二の一、一五二の四、一五二の六、一五二の一六、一五二の一七、一五四の内一、一五四の二、一五四の三、一五五の二、一五六の一から一五六の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>									
<p>廃止する字の名称</p>	<p>福守町字宮地、福守町字具ヶ場、福守町字和田々、福守町字堂ノ前、福守町字下河原及び福守町字下沖河原</p>	<p>福守町字砂畑</p>	<p>福守町字砂畑のうち一の一、一の四から三の一三まで、四の一、四の一三から六の一まで、六の四、七の一から八の七まで、八の九から三六の三まで、三九から四〇の四まで、七四の一から七五の四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>区域を変更する町及び字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和四十七年二月一日現在の地番による。）</p>	<p>鴨川町字砂畑</p>	<p>福守町字砂畑の一、一の四から三の一三まで、四の一、四の一三から六の一まで、六の四、七の一から八の七まで、八の九から三六の三まで、三九から四〇の四まで、七四の一から七五の四まで及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>鴨川町字下沖河原</p>	<p>福守町字下沖河原の全域</p>	<p>鴨川町字下河原</p>	<p>福守町字下河原の全域</p>	<p>鴨川町字堂ノ前</p>	<p>福守町字堂ノ前の全域</p>	<p>西福守町字和田々</p>	<p>福守町字和田々の全域</p>	<p>西福守町字具ヶ場</p>	<p>福守町字具ヶ場の全域</p>

三 大原地内

新たに画する町及び字の名称

同上の区域(昭和四十七年二月一日現在の地番による。)

広栄町字広栄

大原字千町七四一から七五〇まで、七五一の二及びこれらと一体をなす国有地の一部、大原字下河原八八六の二、八八六の三、八八七の二、八八七の三、八八九の三、八八九の四、八九〇の一、八九〇の三から八九一の二まで、八九一の四、八九三から八九四の三まで、八九六の一から八九八まで、八九八の二、八九八の三及びこれらと一体をなす国有地、大原字上赤池八九九から九〇一まで、九〇二の二、九一四の一から九一九まで及びこれらと一体をなす国有地の一部、大原字下赤池九二〇の一から九二四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部、大原字大坪九三一から九五九まで、九六〇の二、九六〇の三、九六一の二、九六一の三、九六二の二、九六二の三及びこれらと一体をなす国有地並びに大原字大開九六三から九七五の一まで、九七六の一から九七六の四まで、九七九から九八〇の三まで、九八三の一、九八五の三、九九二の一、九九三の一、九九五の一、九九六から九九八の二まで、九九九の二から一〇〇〇の一まで、一〇〇〇の七、一〇〇一の一、一〇一七の二、一〇一八の二、一〇一八の三及びこれらと一体をなす国有地

区域を変更する字の名称

同上の区域(昭和四十七年二月一日現在の地番による。)

大原字千町

大原字千町のうち七四一から七五〇まで、七五一の二及び

これらと一体をなす国有地の一部以外の区域	大原字下河原	大原字下河原のうち八八六の二、八八六の三、八八七の二、八八七の三、八八九の三、八八九の四、八九〇の一、八九〇の三から八九一の二まで、八九一の四、八九三から八九四の三まで、八九六の一から八九八まで、八九八の二、八九八の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大原字上赤池ののうち八九九から九〇一まで、九〇二の二、九一四の一から九一九まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域	大原字上赤池	大原字上赤池のうち八九九から九〇一まで、九〇二の二、九一四の一から九一九まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大原字下赤池のうち九二〇の一から九二四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域	大原字下赤池	大原字下赤池のうち九二〇の一から九二四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大原字大坪九六〇の一、九六一の一、九六二の一及びこれらと一体をなす国有地	大原字大坪	大原字大坪九六〇の一、九六一の一、九六二の一及びこれらと一体をなす国有地
大原字大開	大原字大開	大原字大開のうち九六三から九七五の一まで、九七六の一から九七六の四まで、九七九から九八〇の三まで、九八三の一、九八五の三、九九二の一、九九三の一、九九五の一、九九六から九九八の二まで、九九九の二から一〇〇〇の一まで、一〇〇〇の七、一〇〇一の一、一〇一七の二、一〇一八の二、一〇一八の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

四 福庭地内

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和四十七年二月十六日現在の地番による。）
福庭字長谷	福庭字金鑄谷八五三の五四から八五三の五八まで、八五三の六〇、八五三の六三、八五三の六四、八五三の六八から八五三の一二まで、八五三の一一五、八五三の一二七、八五三の一一八、八五三の一二〇、八五三の一二一及び八五三の一二三並びに福庭字長谷の全域。
福庭字金鑄谷	福庭字金鑄谷のうち八五三の五四から八五三の五八まで、八五三の六〇、八五三の六三、八五三の六四、八五三の六八から八五三の一二まで、八五三の一一五、八五三の一一七、八五三の一一八、八五三の一二〇、八五三の一二一及び八五三の一二三以外の区域

鳥取県告示第三百二十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年四月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所在地	申出の受理の年月日
小川歯科医院	米子市道笑町四丁目六六	昭和四十七年四月一日
トイゴ薬局	東伯郡東郷町中興寺四〇〇―三	〃
岩美町国民健康保険岩美病院	岩美郡岩美大字浦富六五二	〃

鳥取県告示第三百二十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年四月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏名	登録の年月日
鳥国医第一、六六九号	井 上 福 子	昭和四十七年四月七日
〃 第一、六七〇号	渡 辺 玲 子	〃
〃 第一、六七一号	田 中 清	〃 十日
〃 第一、六七二号	中 塚 嘉津江	〃



第一、六七三号	武田 倬	〃
第一、六七四号	蓮尾 春輝	〃
鳥国薬師 二六四号	貝田 理子	〃 十二日
鳥国医第一、六七五号	村尾 文規	〃 十日
第一、六七六号	竹内 絢子	〃

鳥取県告示第三百二十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十七年四月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和四十七年四月一日	岩美町国民健康保険 岩美病 院	岩美郡岩美町大字浦富六五二

鳥取県告示第三百三十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示す

る。

昭和四十七年四月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞 退 年 月 日	指 定 医 療 機 関 の 名 称	所 在 地
昭和四十七年二月二十一日	南 家 医 院	境港市渡町一、一六二

鳥取県告示第三百三十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十七年四月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞 退 年 月 日	指 定 医 療 機 関 の 名 称	所 在 地
昭和四十七年三月三十一日	岩美町国民健康保険 浦 富 病 院	岩美郡岩美町大字浦富六四五

鳥取県告示第三百三十二号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき、米子市における計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百三十三条の規定により告示する。

昭和四十七年四月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査期日	検査時間	検査区域	検査場所
五月二十九日	午前十時から 午後三時三十分まで	米子市	住吉公民館
三十日	"	"	彦名"
三十一日	"	"	崎津"
六月 一日	"	"	大篠津"
二日	"	"	和田"
五日	"	"	富益"
六日	"	"	夜見"
七日	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	"	加茂"
八日	午後一時から 午後三時まで	"	福米"
九日	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	"	福生"
"	午後一時から 午後三時まで	"	車尾"
"	午後九時三十分から 午後三時まで	"	巖"
"	午後一時から 午後三時まで	"	大高"
十二日	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	"	春日"
"	午後一時から 午後三時まで	"	五千石"
十三日	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	"	尚徳"
"	午後一時から 午後三時まで	"	成実"

鳥取県告示第三百三十三号

野菜生産出荷安定法(昭和四十一年法律第百三十三号)第八条第一項の規定に基づき、鳥取県東部野菜指定産地に係る生産出荷近代化計画を定めたので、同法同条同項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

昭和四十七年四月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県東部野菜指定産地生産出荷近代化計画(概要)

1 生産出荷近代化計画樹立地区

野菜指定産地名 鳥取県東部

指定野菜の種類 夏秋きゅうり

野菜指定産地の区域 鳥取市、岩美郡のうち国府町及び岩美町並びに

気高郡のうち鹿野町

2 生産出荷近代化計画の内容

(1) 基本構想

ア 作付面積、生産数量及び指定消費地域に対する出荷数量に関する事項

昭和50年度を目標とする計画は、次のとおりである。

(ア) 作付面積 35ヘクタール

(イ) 生産数量 1,225トン

(ウ) 指定定消費地域に対する出荷量 588トン

イ・生産の近代化に関する事項

夏秋きゅうり栽培が多労を要することが作付面積の拡大を阻害しているが、その労力の省力化を図るため、鉄パイプ支柱の導入、マルチ栽培による土壌管理の簡易効率化、ほ場の集団化による病害虫防除の共同化及び水利の調整を図る。

さらに、台風による被害を回避するため、作期の分散及び別風ネットの導入も考慮する。

ウ 出荷の近代化に関する事項  
 集出荷の効率化及び規格品質の統一により市場性の向上を図るため、集出荷施設の設定を推進する。

(2) 生産出荷近代化計画に関する具体的な計画  
 ア 作付面積、生産数量及び指定消費地域に対する出荷数量

イ 作付面積及び生産数量  
 昭和40年には10ヘクタールであったが、昭和45年には25ヘクタールと順調に伸びており、今後は、生産及び出荷の省力化を図り、目標年度の昭和50年には作付面積35ヘクタール、生産量1,225トン<sub>t</sub>を安定的に確保する。

項目	作付面積	10ヘクタール当たり 生産数量	生産数量
次 年	ha	kg	t
現在 (昭和46年)	25	1,800	450
目標 (昭和50年)	35	3,500	1,225

イ 指定消費地域に対する出荷数量  
 指定消費地域に対する出荷数量は、次のとおりとする。

年次	指定消費 地 域	そ の 他		合 計
		外 県	内 県	
現在 (昭和46年)	165 <sub>t</sub>	— <sub>t</sub>	140 <sub>t</sub>	305 <sub>t</sub>
目標 (昭和50年)	588	—	192	780

イ 生産出荷近代化事業計画  
 昭和48年から3箇年で推進予定の事業内容は、次のとおりである。

事業	事業種目	事業箇所数	受益範囲		事業費
			戸数	面積	
生産近代化施設導入	鉄パイプ支柱	8	45戸	3ha	9,900 <sub>本</sub>
	防風ネット	8	60	5	
出荷近代化施設導入	集出荷用建物	1	405	35	1棟500㎡ (鉄骨スレート平屋建)

鳥取県告示第三四三十四号

家畜改良増殖法施行規則 (昭和二十五年農林省令第九十六号) 第二条第一項の規定に基づき、昭和四十七年度定期種畜検査を次のとおり実施する旨の通知を受けたので、同規則同条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年四月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査期日		検査場所	家畜の種類
第一次	第二次		
五月十九日 午前十時から	五月二十二日 午前十時から	鳥取市国安 鳥取県種畜場鳥取分場	乳用牛、肉用牛、 豚、やぎ、馬、めん羊
五月二十日 午前九時から	五月二十三日 午前九時から	倉吉市八屋 倉吉家畜市場	
午後一時から	午後一時から	東伯郡赤碓町出上 鳥取種畜牧場	
午後三時から	午後三時から	鳥取種畜場 松谷	
五月二十一日 午前十時から	五月二十四日 午前十時から	西伯郡大山町所子 所子家畜検査場	
午後一時から	午後一時から	米子市吉岡 西部家畜市場	
午後三時から	午後三時から	両三柳 鳥取県中小家畜試験場	
五月二十二日 午前十時から	五月二十五日 午前十時から	西伯郡西伯町法勝寺 法勝寺家畜検査場	
午後一時から	午後一時から	岸本町岸本 岸本家畜検査場	
五月二十三日 午前十時から	五月二十六日 午前十時から	日野郡溝口町溝口 溝口家畜市場	
午後一時から	午後一時から	江府町江尾 江尾家畜市場	
五月二十四日 午前十時から	五月二十七日 午前十時から	日野町根雨 根雨家畜市場	
午後一時から	午後一時から	日南町生山 生山家畜市場	

鳥取県告示第三百三十五号  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員の仕事に変更を生じた旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。  
昭和四十七年四月二十八日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

理事		変更後		変更前	
岡本 積		東伯郡東郷町大字長江三〇五ノ三		東伯郡東郷町大字長江三〇五ノ三	
前田 淳一		田畑一六九ノ二		田畑一六九ノ二	
徳田 幸宣		一六九		一六九	
		二四九		二四九	
		二五六ノ一		二五六ノ一	
理事 前土居泰吉		八頭郡家町大字下峰寺一七八番地一		八頭郡家町大字下峰寺一七八番地一	
		一七八番第一番地		一七八番第一番地	
中本 長寿		大坪七六番地二		大坪七六番地二	
		七六番地の一		七六番地の一	

郡家土地改良区

鳥取県告示第三百三十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十七年四月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

高尾土地改良区

就任した役員の住所及び氏名

理事 長谷川 武 東伯郡大栄町大字西高尾四六一

杉谷 薫 一九六ノ一

杉谷 正幸 四八三ノ二

杉本 進 四六二

村岡 一雄 東高尾四五三

村岡 永久 四三九

村岡 亨 四五一

村岡 清見 四四七

村岡 幸人 四四八

横山 輝夫 上種二〇六

村岡 薫 東高尾五三四

長谷川 正孝 西高尾四六〇

土地改良法第十八条第四項の規定により申請人が選任し、昭和四十七年一月八日就任 任期第一回の総会まで

高尾土地改良区

退任した役員の住所及び氏名

理事 長谷川 武 東伯郡大栄町大字西高尾四六一

杉谷 薫 一九六ノ一

杉谷 正幸 四八三ノ二

杉本 進 四六二

村岡 一雄 東高尾四五三

村岡 永久 四三九

村岡 亨 四五一

村岡 清見 四四七

村岡 幸人 四四七

横山 輝夫 上種二〇六

村岡 薫 東高尾五三四

長谷川 正孝 西高尾四六〇

昭和四十七年一月二十四日総代会で役員選挙が行なわれたので、土地改良法第十八条第十二項の規定により昭和四十七年一月二十四日退任

高尾土地改良区

就任した役員の住所及び氏名

理事 長谷川 武 東伯郡大栄町大字西高尾四六一

杉谷 薫 一九六ノ一

杉谷 正幸 四八三ノ二

杉谷 進 四六二

村岡 一雄 東高尾四五三

村岡 永久 四三九

村岡 亨 四五一  
 村岡 清見 四四七  
 村岡 幸人 四四八  
 横山 輝夫 上種二〇六  
 監事 村岡 薫 東高尾五三四  
 長谷川 正孝 西高尾四六〇  
 昭和四十七年一月二十四日総会において総選挙の結果当選し、昭和四十七年一月三十一日就任 任期四年

湖東大浜土地改良区

就任した役員の仕事及び氏名

理事 竹本市 蔵 鳥取市伏野一四三三番地

理事一名欠員により昭和四十七年三月十四日第五回通常総代会において補欠選挙の結果当選し、昭和四十七年三月二十二日就任 任期昭和四十九年九月二十一日まで

久米ヶ原土地改良区

退任した役員の仕事及び氏名

理事 河本 一明 倉吉市福光四一四

大田 武雄 服部三二一  
 石脇 美夫 七九九  
 徳本 千忠 九七九ノ一  
 秋吉 正之 下福田七二二ノ一  
 岩本 猛義 上米積三七一

坂本 寿雄 下米積三二九  
 鮎山 達之助 横田四二二ノ一  
 竹信 良之 九二ノ二  
 谷口 保清 大谷一九六ノ一四  
 篠津 友春 別所一二七  
 監事 山本 晃 福光二七七  
 米田 勇 下米積五五一  
 小谷 幸 国府三三〇  
 任期満了により退任

久米ヶ原土地改良区

就任した役員の仕事及び氏名

理事 河本 一明 倉吉市福光四一四

岩本 猛義 上米積三七一  
 坂本 寿雄 下米積三二九  
 長田 清太郎 横田八三  
 秋吉 正之 下福田七二二ノ一  
 篠津 友春 別所一二七  
 山本 晃 福光二七七  
 徳岡 栄 東伯郡大栄町東高尾四七四  
 宮坂 宗保 倉吉市服部三八〇ノ二  
 大田 金蔵 下福田六〇〇  
 小谷 通能 国府三三〇  
 石脇 美夫 服部七九九

〃	磯上	巖	〃	国府一二一七
〃	徳本	千忠	〃	服部九九九ノ一
〃	松本	幸男	〃	国分寺二四〇
〃	早田	重喜	〃	横田七〇四
監事	米田	勇	〃	下米積五五一
〃	長田	達雄	〃	国府四五九
〃	徳田	早苗	〃	福光四四二

昭和四十七年二月五日開催の総代会において総選挙(役員選挙)の結果  
当選し、昭和四十七年二月十七日就任 任期四年

米川土地改良区

退任した役員の仕事及び氏名

理事 大東 利英 米子市車尾一四二三

昭和四十七年三月二十一日死亡により退任

鳥取県告示第三百三十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、境港市から米子境港都市計画駐車場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において縦覧に供する。

昭和四十七年四月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百三十八号

都市計画法施行法(昭和四十三年法律第百一十号)第三十五条の規定によ

改正前の土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第五十五条第九項の規定に基づき、米子境港都市計画下の川土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第十項において準用する同法同条第七項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年四月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 土地区画整理事業の名称

米子境港都市計画下の川土地区画整理事業

二 事務所の所在地

境港市上道一六〇〇番地

三 事業計画の認可の年月日

昭和三十六年七月二十六日

四 変更認可の年月日

昭和四十七年四月十四日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八号

政治資金規制法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十二条及びこれを準用する同法第十八条の規定による政党、協会その他の団体及びその支部の収支に関する事項を記載した報告書を受理したので、同法第二十条の規定により、次のとおり公表する。

昭和四十七年四月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章





鳥取県医師連盟	20,000	1	20,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47.	1.	10
鳥取県退職公務員政治連盟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47.	1.	13
鳥取県東部徳安後援会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47.	1.	6
鳥取県社会保障推進連盟	30,000	1	30,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47.	1.	6
鳥取県薬剤師政治連盟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47.	1.	11
鳥取県徳安後援会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47.	1.	4
日本遺族政治連盟鳥取支部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47.	2.	7
日本共産党鳥取県委員会	786,531	25	292,500	0	0	0	2,832,504	108	2,757,220	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47.	1.	10
野津英顕後援会	50,000	1	50,000	0	0	0	66,483	15	53,512	6,918	4	0	0	0	0	0	0	0	47.	1.	10
盤山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47.	2.	2
広田幸一後援会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47.	2.	1
宮崎正雄後援会	595,000	10	595,000	0	0	0	606,606	67	587,046	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47.	1.	12
民有林振興協会鳥取支部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47.	1.	10
矢田和夫後援会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47	1.	12

4 主たる寄附者及び支出

(1) 寄附者

政党、協会その他の団体名	寄附の総額	件数	寄附者の氏名又は団体名	職業	住所又は事務所所在地
自由民主党鳥取支部連合会	2,657,000	12	自由民主党本部	政党	東京都千代田区
全国石油政治連盟鳥取支部	41,540	2	鳥取県石油商業組合	—	米子市
鳥取県医師連盟	20,000	1	鳥取県医師会	—	鳥取市
鳥取県社会保障推進連盟	30,000	1	全国社会保障推進連盟	—	東京都新宿区
日本共産党鳥取県委員会	82,200	4	石尾実	政党役員	鳥取市
	40,000	2	鈴木鋭	団体役員	鳥取市
	20,000	2	江原勝	団体役員	米子市

(2) 支出	政党、協会その他の団体名	野宮	津英	頭後	後援	会	15,000	2	保田	睦昭	美二	政党役員	鳥取市
		野宮	津英	頭後	後援	会	15,000	2	伊藤	尾登	甫	政党役員	鳥取市
		野宮	津英	頭後	後援	会	15,000	2	山崎	登	博	政党役員	鳥取市
		野宮	津英	頭後	後援	会	25,800	3	南	博	博	商	米子市
		野宮	津英	頭後	後援	会	30,000	3	田中	大藏	藏	政党役員	境港市
		野宮	津英	頭後	後援	会	19,500	2	田中	大藏	藏	政党役員	東伯郡
		野宮	津英	頭後	後援	会	20,000	2	田江	弘	弘	政党役員	鳥取市
		野宮	津英	頭後	後援	会	10,000	1	草刈	辰司	司	政党役員	鳥取市
		野宮	津英	頭後	後援	会	5,000	1	森原	辰美	美	農	岩美郡
		野宮	津英	頭後	後援	会	50,000	1	小谷	咲子	子	商	鳥取市
		野宮	津英	頭後	後援	会	35,000	1	蔵谷	増	茂	団体職員	鳥取市
		野宮	津英	頭後	後援	会	50,000	1	山本	一雄	雄	会社社員	東京都杉並区
		野宮	津英	頭後	後援	会	50,000	1	島田	実明	明	会社社員	神戸市
		野宮	津英	頭後	後援	会	100,000	1	田原	雅明	明	商	鳥取市
		野宮	津英	頭後	後援	会	100,000	1	田原	雅明	明	商	鳥取市
野宮	津英	頭後	後援	会	50,000	1	浜本	正夫	夫	会社社員	鳥取市		
野宮	津英	頭後	後援	会	50,000	1	八幡	武志	志	会社社員	鳥取市		
野宮	津英	頭後	後援	会	60,000	1	平井	正太郎	郎	商	鳥取市		
野宮	津英	頭後	後援	会	50,000	1	小谷	勝	勝	会社社員	鳥取市		
野宮	津英	頭後	後援	会	50,000	1	大塚	勇	勇	会社社員	高槻市		
							支出の総額						
							14,473	2				会議費	
							1,140	1				文具費	
							2,000	1				通信費	

公 明 党 鳥 取 県 本 部	180,000	6	家 屋 費
	56,810	7	交 通 費
	250,238	14	通 信 費
	86,500	17	文 具 費
	30,300	3	會 議 費
	20,117	11	雜 費
自 由 民 主 党 鳥 取 県 支 部 連 合 会	1,415,100	59	人 件 費
	174,900	24	交 通 費
	309,659	23	信 用 費
	90,000	6	家 屋 費
	173,501	21	文 具 費
	42,000	22	廣 告 費
	1,232,889	97	活 動 費
全 国 た ば こ 耕 作 者 政 治 連 盟 鳥 取 支 部	135,190	27	雜 費
	54,190	4	交 通 費
	20,826	3	會 議 費
全 国 た ば こ 耕 作 者 政 治 連 盟 米 子 支 部	245,100	24	活 動 費
	15,800	3	會 議 費
	197,560	14	交 通 費
全 国 石 油 政 治 連 盟 鳥 取 県 支 部	27,350	1	交 通 費
鳥 取 県 藥 劑 師 政 治 連 盟	18,381	2	通 信 費
日 本 共 産 党 鳥 取 県 委 員 会	1,860,000	54	活 動 費
	343,000	20	文 具 費
	239,920	7	通 信 費

野津英顕後援会	71,640	—	交通費
	242,660	27	雑費
	18,000	6	人件費
	16,782	6	通信費
	18,000	1	家屋費
	13,701	6	雑費
	179,000	7	人件費
宮崎正雄後援会	153,000	6	家屋費
	55,400	21	広告費
	85,616	5	通信費
	2,515	2	食糧費
	1,000	1	文具費
	110,515	25	雑費

公 告

電気工事士法（昭和35年法律第139号）第5条第2項の規定により、昭和47年度電気工事士試験を次のとおり実施する。

昭和47年4月28日

鳥取県知事 石 破 三 朗

1 筆記試験

(1) 試験の日時及び場所

ア 日時 昭和47年6月25日（日曜日）

午後1時から午後3時まで

イ 場所 鳥取市及び米子市

(2) 試験の科目

科 目	内 容
電気に関する基礎理論	1 電流、電圧、電力及び電気抵抗 2 導体及び絶縁体 3 交流電気の基礎概念 4 電気回路の計算
配電理論及び配線設計	1 配電方式 2 引込線 3 屋外配線 4 屋側配線 5 屋内配線
電気機器、配線器具並びに電気工事項の材料及び工具	1 電気機器及び配線器具の構造及び性能 2 電気工事項の材料の材質及び用途 3 電気工事項の工具の用途
電気工事の施工方法	1 配線工事の方法 2 電気機器及び配線器具の設置工事の方法 3 コード及びキャブライヤケープルの取付け方法 4 接地工事の方法
一般用電気工作物の検査方法	1 点検の方法 2 導通試験の方法 3 絶縁抵抗試験の方法

4 接地抵抗試験の方法

5 試験用器具の性能及び使用方法

配線図

一般用電気工作物の保安に関する法令

配線図の表示事項及び表示方法

- 1 電気工事士法、電気工事士法施行令（昭和35年政令第260号）及び電気工事士法施行規則（昭和35年通商産業省令第97号）
- 2 通気設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第61号）
- 3 電気用品取締法（昭和36年法律第234号）、電気用品取締法施行令（昭和37年政令第324号）、電気用品取締法施行規則（昭和37年通商産業省令第84号）及び電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和37年通商産業省令第85号）

2 技能試験

技能試験は、筆記試験に合格した者及び筆記試験を免除された者に対し実施する。

(1) 試験の日時及び場所

了 日時 昭和47年 8月20日（日曜日）

午前 8時30分をら午後 5時まで

了 場所 鳥取市

(2) 試験の科目

了 電線の接続

00441

イ 配線工事

ウ 電気機器及び配線器具の設置

エ 電気機器、配線器具並びに電気工事に用いる材料及び工具の使用法

オ コード及びキャブタイヤケールの取付け

カ 接地工事

キ 電流、電圧、電力及び電気抵抗の測定

ク 一般用電気工作物の検査

ケ 一般用電気工作物の故障箇所の修理

3 受験手続

次の書類を鳥取市東町1丁目220番地鳥取県商工労働部商工振興課監理係へ提出すること。

なお、筆記試験の免除を申請する者は、電気工事士法施行令第9条第1項各号のいずれかに該当する者であること又は前回筆記試験に合格した者であることを証明する書類を添附すること。

(1) 受験願書

鳥取県商工労働部商工振興課に備付けの所定の用紙によること。

(2) 写真

受験願書提出前6箇月以内に撮影した上半身、正面像のものを受験願書の所定の欄にはりつけること。

4 受験願書の受付期間

昭和47年5月1日から昭和47年5月31日まで

5 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の上部にはりつけること。この場合、消印したいこと。

6 受験票

筆記試験の受験票は受験願書を提出した者に、技能試験の受験票は筆記試験に合格した者及び筆記試験を免除された者に交付する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】